

令和7年度 第2回愛知県生涯学習審議会会議録

1 開催期日

令和7年10月29日（水）午前9時30分から正午まで

2 場 所

愛知県議会議事堂5階 大会議室

3 出席した委員の氏名 16名

朝倉三恵、鵜飼宏成、大村恵、岡村剛、是住久美子、近藤博子、杉江繁樹、
根本二郎、野尻紀恵、彦坂永利子、藤井和久、益川浩一、宮崎初美、室田ひふみ、
山口喜久枝、山本由佳

4 欠席した委員の氏名 2名

永田千佳、成瀬幸雄

5 会議に付した事項

議 題

- (1) 第3期生涯学習推進計画における個別目標の達成状況について
- (2) 第五次愛知県教育振興基本計画（仮称）（案）について
- (3) その他

6 会議の経過

- 会議録署名人の指名
会長から宮崎委員と室田委員を署名人に指名
- 第五次愛知県教育振興基本計画（仮称）（案）について
事務局から説明、質疑応答は別紙のとおり
- その他
事務連絡のみ（質疑なし）

【第3期生涯学習推進計画における個別目標の達成状況について(資料1)】

大村 会長： 外国人のプレスクール実施市町村数について、現状が分からないと書かれている。理由を教えてください。

事 務 局： 計画策定時の16市町村は、学校に限らず、様々な場所で行われているプレスクールの数を集計したものです。

その後、事業の実施体制が変更され、現在は教育委員会で取りまとめておりますが、教育委員会が把握しているのは、国の補助金を活用してプレスクール事業を実施している市町村の数となっております。

それ以外の形式でも行われている場所があると思われますが、現在把握できていないと聞いております。

大村 会長： つまり、県教育委員会や市町村の教育委員会が、それぞれの自治体で行われているプレスクールを把握していないということですか。

事 務 局： 県の教育委員会の方で把握しているのが、現状、国の補助金を活用した部分のみになっていると聞いております。

大村 会長： 子供たちが日本に、愛知県にやってきて、最初に日本語や学校に慣れる場であるプレスクールは、多文化共生社会の推進に関して非常に大きな役割を果たしています。その現状が把握できないのは困ったことです。教育委員会だけでなく、市町村の市長部局に問い合わせるといったことも合わせて取り組んだ方がいいと思いますので、検討お願いいたします。

事 務 局： 対応について協議を進めているところです。

是住 委員： 学びネットあいちについて、私の働いている施設も登録していますが、リニューアルにあたっては、事務手続に関するメールが来ただけでした。市町村に対して、リニューアルして使いやすくなったとか、これに登録すると参加者の方の目に入りやすくなるとか、そういった啓発を含めた通知は予定されていますか。

事 務 局： リニューアルに関するチラシを市町村などに配布させていただくこととしております。

是住 委員： 届いたメールは、情報提供したかったら再登録してください、といった控えめな印象でした。ぜひとも継続して登録してくださいというように、積極的に出してもいいと思いました。

鵜飼 委員： 1枚目の(4)文化芸術の振興について、今回の資料は県の施設に限定されていますが、文化芸術の振興は民間も公共の施設も含め、様々な機関が同時に取り組んでいると思います。

愛知県の施設に対する来場者数がこのような水準になっているのが全体的な来場者数の傾向と同様の傾向であるのか、あるいは、全体が増えているのに県の施設の来場者が減っているのであれば、原因が違うこ

とになります。問題が何かが特定できることで改善につながりやすいと思いますが、その点の分析状況について教えてください。

事務局： 県立以外の施設に関しまして、今は、利用状況を県として全て把握できておりませんので、全体的な傾向についても把握できていない状況でございます。

ただ、どこの施設も県施設と同様に、コロナ禍を経て、現在回復基調にあるところかと思っておりますので、傾向としてはおおむね同じであると考えております。その中でも県施設について、今回は目標達成できておりませんので、今後、さらなる活性化を図ってまいります。

補足になりますが、愛知県の美術館と愛知県陶磁美術館が、来年度の4月から地方独立行政法人による運営に移行いたします。

それによって、より広報を強化するなどの形で、来場者の増加を進めていきたいと考えております。愛知芸術文化センターについても、運営を公共施設等運営権、いわゆるコンセッション方式という形で事業者の方に運営権を設定して運営をしていただくという形式を2027年4月から本格実施する予定ですので、今までにないような施設の活用を実施していただくことで、より一層来場者の数を増やしていきたいと考えております。

宮崎委員： 1ページ3つ目のスポーツの実施率について、計画当初の数字は出ていますが、実績が「－」になっています。これは調べることはできなかったのでしょうか。

スポーツというのがどのレベルのスポーツなのかについても、教えてください。

事務局： こちらのデータは、5年に1度、定例的に実施している調査でございます。前回が2021年度、次は2026年度となっております。2026年度には調査されますので、そこで実績データが出てまいります。

スポーツの範囲については、必ずしも競技スポーツとは限らないと聞いております。

山本委員： 1ページ目の(1)、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーについてです。

配置していただけてとてもありがたいのですが、スクールソーシャルワーカーの時間は足りない状況もあります。

学校の現状を見ますと、支援が必要な家庭が増えて、スクールソーシャルワーカーの必要性が非常に高まっています。

スクールソーシャルワーカーについては市町村が設置して県からの補助ということになっていますが、可能であればカウンセラーのように県の方でワーカーの予算を確保したり、配置をするなどしていただける

といいと思いました。

事務局： ソーシャルワーカーにつきましては、当初は県教育委員会として、全ての市区町村に中学校単位で配置されることを目標に進めてまいりました。

現在、比較的ソーシャルワーカーの需要の少ないところ以外は何らかの方法で配置できていると認識しております。

問題は人数ですが、愛知県は今、他県に比べて多くのソーシャルワーカーを配置できています。それは市町村の予算も使わせていただいて配置しているからであると理解しています。県としては、市町村の負担を少しでも減らしていけるように、補助率を上げるということも考えてはいるのですが、なかなか実行に移せない状況で、今後も引き続き努力していきたいと考えております。

野尻委員： 愛知県は他県よりもスクールソーシャルワーカーの配置開始が遅かったのですが、事務局から説明があったとおり、県派遣でないからこそ、今は他の県に比べるとかなり進んでいます。

ですので、教育委員会から市町村への働きかけを、ぜひお願いしたいと思っています。

働きかけた結果として中学校区にかなり配置されてきたと思うのですが、さらに県に旗振りをしていただけたらありがたいです。

鵜飼委員： 2ページに、ヤングジョブあいちの利用状況について数字があります。

調べたところ、ヤングジョブあいちは、若者職業支援センター、新卒応援ハローワーク、そして若者ハローワークという、大きく3種類の対応ができる場所であると分かりました。

今回、この3つが総じて増えているのか、あるいは増えているところもあれば少なくなっているところもあるのか、それによって少し今後の対策の仕方が変わってくると思いますが、その点について教えてください。

事務局： 申し訳ございませんが、手元に内訳のデータがございません。後日確認をいたしまして御報告をさせていただきます。

大村会長： 特に若者への就労支援では中間的就労が非常に重要になります。この内訳を示していただくことは非常に参考になると思いますので、御検討いただきたいと思います。

野尻委員： (8)の若者外国人未来応援事業の受講者数が少し減ったことについて、様々な学びができる通信教育等が広まったことや、県立高等学校にフレシブルハイスクールができたことなども影響があったと思いますが、一方で、中学校卒業時に進路決定されていない子どもたちの割合は、あまり減っていないように思います。

スクールソーシャルワーカーは、中学校卒業時に進路が決まっていな
いお子さんや、進学はしたけれども、家庭の状況などでリスクが高いと
思われるお子さんを、子ども家庭センターや社会福祉協議会に繋げると
いう試みをしています。1つの市だけでも50人ぐらい上がってきます。

非常にリスクの高い子たちについて、中学校を卒業する段階で把握し
ておくことが、その後も学びを続けるためのポイントになると思ってい
ます。

スクールソーシャルワーカーの配置や、仕事をどのように探すのかな
どとも繋がっているのも、そのことも考えていただけたらいいと思いま
す。

事務局： 教育委員会においても、中学校卒業時の進路未定者をどのように捕捉
するかという点は課題になっております。地区で行う協議会では市の教
育委員会にも入っていただいて、特に中学校卒業してから進路が決まっ
てない方について情報交換をしたり、他の機関からも御紹介いただい
ておりますので、引き続き、そのようなネットワークを使って、対象者の
捕捉に努めたいと考えております。

大村会長： 中学校卒業時に、支援が必要な子どもをしっかりと支援機関に繋げる仕
組みを作れないかという御提案であったかと思っておりますので、教育委員会
の方にも、ぜひこの点について御理解いただいて、協力して進めていた
だければありがたいです。

益川副会長： 数値目標としては、約半分が達成されている状況ですし、×のところ
も、ほぼ目標に近い形で達成をされているので、順調に目標に向かって
進められていると感じました。

目標を達成できなかったところについて、今後どのように対応してい
くのが重要になります。

現状含めてしっかり分析し、達成状況についてフォローいただきたい
と思います。

また、目標の数値は達成しているとしても、その質、あるいは実態は
どうなのかというところを見ていくことが必要だと思います。

いわゆるアウトプットだけではなく、アウトカム、あるいは社会的な
インパクトといった観点で実態を見つめ直し改善していく、さらに発展
的に事業を展開していくことが重要だと思いますので、目標は達成して
いるところも、そういった視点をもって、さらに事業を進めていただき
たいと思います。

教育振興基本計画に包含される中で、数値目標等が全てそのまま移行
されるわけではないと認識をしています。表面的には記載がなくなっ
てしまう項目や数値目標もあると思いますが、ぜひ、継続的にフォローし
て、より良い事業の推進に努めていただきたいと思います。

大村会長： 今の点に関わってちょっとお聞きしたいのですが、今回は 2024 年度の達成状況ということになります、新しい計画ができると、現在立てられている指標についてはそのまま目標として掲げられるのか、それとも、一旦リセットされて、これらの目標値については新しい計画の目標値に変えられていくのか。この点はいかがですか。

事務局： まず、基本的には教育振興基本計画に沿った数値目標を設定することになります。

現行と同じ目標を用いるものもありますが、それに関しても、現状の目標値をそのまま流用するというわけではなく、時点に合わせて見直させていただくことになります。ですので、ここに掲げた目標については、一旦見直しという形になると思います。

ただ、この審議会への報告として、教育振興基本計画に載せられた数値目標だけでは、不十分な部分もございます。

現行の目標数値は使えなくなるかもしれませんが、施策として推進していかななくてはならないということに変わりはありませんので、報告のあり方につきましては、来年度に向けて、検討を進めていきたいと考えております。

大村会長： 達成状況を測る指標は、現在挙げられているものが今後も引き継がれるわけではなく、新しい計画において達成状況を測っていくこととなりますが、どのように測っていくかは今後検討していくということですね。

新しい計画になると、簡素化ということで、今のような細かい施策が載らないこととなりますが、社会教育、生涯学習に関わる事業の達成状況をどのように見ていくのかということについては、改めて検討が必要であると思いますので、次期の審議会において、きちんと議論していただきたいと思います。

このことにも関わりますが、2 ページ目 1 番下、地域学校協働活動の推進についてです。小中学校数が指標になっていて、ここ数年どんどん増えているのですが、一方で、高校と特別支援学校については、23、24 年度は増えておらず、今年度も増えていないという状況だと思います。

指標には小中学校とあるので、高校や特別支援学校については、コミュニティ・スクールの推進を十分に意識されてこなかったのではないかなという危惧があります。

ですから今後は、県立学校の状況についても視野に入れて、指標に取り入れていただけるといいと思っています。

特に高校の場合、高校生が地域と連携していくことは、自分たちのキャリアの学習においても、今後働き、家庭をつくり、生活していく地域を選んだり、その地域と関わったりするという点で、非常に有効な制度

ではないかと思います。また、特別支援学校においては、共生社会を作っていくために、多様な住民がウェルビーイングを目指して地域づくりをしていくという点でも、特別支援学校がコミュニティ・スクールとして地域づくりに関わっていくことは非常に大事です。ぜひ、県立学校としても、コミュニティ・スクールの推進を考えていただきたいと思っていますので、これを、来年度以降の指標として御検討いただきたいです。

室田委員： コミュニティ・スクールについて、小中高特は書いてありますが、幼稚園、こども園、保育所が抜けていると思います。

「人を繋ぎ地域をつくる生涯学習」と言っている以上、幼児期の子供たちもこの中に参加させていただきたいし、実際にコミュニティ・スクールを導入している園もあります。

名古屋市は全園でやっておりますが、他の市町村では、こういうことを県教育委員会から言っていないと、意識に入っていないと思いますので、ぜひここに幼稚園、こども園、保育所も入れていただきたいと思います。

事務局： 今後、新しい目標を作る際に検討していきたいと思います。

大村会長： 幼児教育においては、今までコミュニティ・スクールについて議論してこなかったと思いますので、この後、2つ目の議題でも御意見をいただきたいと思います。

【第五次愛知県教育振興基本計画(仮称)(案)について(資料2)】

岡村委員： 3ページの計画策定の趣旨のところになります。

1番下のところに統合した話がかかれていますが、「統合の経緯」に記載されている「策定当時の経緯や社会情勢の変化を踏まえて本計画を統合することとした。」という辺りをもう少し詳しく教えてください。

事務局： 県では非常に計画が増えており、県民の方々に分かりやすくしていくためには統合していくことが必要であろうということで、生涯学習推進計画、子供読書活動推進計画、教育の情報化推進計画につきまして、教育振興基本計画に統合することにしております。

前回の生涯学習審議会の中で、生涯学習が学校教育を含むあらゆる教育、学習を包括する概念であり、教育振興基本計画の中に生涯学習推進計画が統合されることは良いことであると御意見をいただき、教育振興基本計画の検討会議にも報告させていただいております。

大村会長： 私の方から、3点ございます。

1つ目は、前回、生涯学習の概念を、全体を貫く形で入れてほしいという要望が出されました。その上で今回の案を見せていただきまし

たが、生涯学習について、基本施策の方針の3番目、「誰もが幸せや生きがいを感じられるように、健やかな体と心を育むとともに、生涯にわたって学べる環境づくりを進めます」に入れるという編集方針があったとしたら、これはあまり良くないと思いました。

例えば、基本的な方針の2番目に、「多様性を尊重し、様々な選択肢の中で1人1人の可能性を引き出し、自分らしく生きる力を育みます」とあります。これはとても大事なことです。中身を見ると、これが子どものことであるように述べられていて、施策としても子どもの施策、学校の施策になっています。

しかし、基本的な方針は、大人も含めて、県民1人1人が自分らしく生きる力を育むといった中身にしていただきたいと思います。

大人も含めた施策にしていきたいし、それに従って、それぞれの施策の内容も、再編成をしていただきたいということです。

それから2つ目は、4つ目の基本方針です。

「子供の意欲と教職員の働きがいを高める魅力的な学びの環境づくりを進めます」ということで、ウェルビーイングの視点が入った学校づくりをしていくと受け止めました。ここも、子どものための学校あるいは教育機関というイメージで書かれているようですが、社会教育施設、社会教育機関も同じであると思っています。

教職員だけでなく、あるいは子どもの意欲を引き出すだけでなく、大人も学ぶことができる、あるいは公民館等の社会教育施設の職員が働きがいを感じられるような場所にしてほしいという観点で、学びの環境づくりを、学校だけに限定するのではなく、社会教育も含めた学びの環境づくりについて、書き込んでいただきたいと思っています。

そういったことが、「生涯学習」を全体を貫いて入れ込むということであって、3つ目のところに書くというのは、意見の趣旨とは違っているのではないかと思いますので、御検討いただきたいと思います。

それから、3つ目です。1つ目の基本的な方針で、「持続可能な社会の作り手として自立し、新たな価値を生み出していく力を育みます」ということで、社会を担っていく主体者、主権者を育てるという意味では賛同しますが、この場合の「社会」の中に地域社会というイメージが抜けているのではないかと思います。

ともすれば、産業や経済の推進、そのための人材養成ということがイメージとして湧いてきます。もちろん働き手として子供を育てることは大事ですが、地域社会の担い手も、育てていかないといけません。このことも、基本的な方針の1つ目に記載されるべきだと思います。

4つ目ですが、家庭づくりの問題が、全体的に抜けていると思いま

す。

家庭教育は、家庭の中で子供を育てることなので、家庭づくりとは少し違います。

新しい柔軟な家庭像が今、模索されていますが、一度家庭をつくったとしても離婚等で分かれていく、あるいは再婚してステップファミリーという形になっていく。そのように家庭が非常に不安定な中で、子供も大人も育ちづらい、困難な状況が生まれていると思います。

そこで、家庭をつくる主体者として育つという視点が教育全体の中で必要ではないかと思います。

今までの社会教育では、家庭教育の中で、家庭づくりについても取り組まれてきたと思いますが、地域社会を構成する1つ1つの家庭をつくっていくということを抜きにして、地域づくりも考えられないと思いますので、ぜひ、家庭づくりの主体者を育てるという観点をどこかに入れていただきたいです。

事務局： 教育振興基本計画の検討会議が、今回は11月12日になります。現在はこのような形になっていますが、今いただいた御意見がどこまで反映できるか、事務局の方で検討させていただきます。

野尻委員： 「外国にルーツをもつ子ども」という表現が基本方針の2にあります。これはこういう形で全体通して貫いていくのでしょうか。

外国人児童生徒であるとか、その辺りの記載をどうするのか。

それから、愛知県では、おそらく、子供の「供」は漢字、障害の「害」は漢字で表記するという事で統一されていると思いますが、表記については検討が必要であると思いました。

事務局： 用語の表記については、揃えられるところは揃えるという方向で整えているところですが、御指摘の部分につきまして、検討する余地も残されていると思いますので、引き続き検討を続けてまいりたいと考えております。

鵜飼委員： 55ページと56ページの指標のことについて、考え方を教えていただきたいです。

例えば、基本施策1ですと、「主体的、対話的で深い学びの推進ときめ細やかな指導の充実」という施策に対して、この指標を設定したということについてはさほど疑問はありませんが、ではこの86.1パーセントから95パーセントまで高めるための努力をどのように把握されるのか。

それがKPIと呼ばれているものになると思います。複数の要素が絡まって目標数値が達成されていくと理解していますが、そのような関連性と構造化をどのように考えられたのかというのが1つ目です。

また、すべての施策に関係することですが、例として、基本施策2というところで、「持続可能な社会の作り手の育成に向けたキャリア教育の推進」とあって、それに対して「地域産業の専門講座の1校あたりの平均時間数」を目標数値に設定された理由を教えてください。

このターゲットを達成することが、なぜ基本施策の実現であると言えるのか、あるいは言おうとするのか、ということです。

事務局： 指標につきましては、基本施策が全部で18ありますので、この基本施策1つにつき1つの指標ということで測れないかということで検討の方を進めてまいりました。

まず基本施策1の「主体的、対話的で深い学びの推進ときめ細かな指導の充実」について測るものとして、全国学力学習状況調査でこれまでも継続して測り、確認をしてきております。

学級の友達との間で話し合う活動を通じて自分の考えを深めたり新たな考え方に至ることができている児童生徒ということで、協働的な学びが推進されてきて、授業の形態としても現在広まってきていますし、また今後、探究的な学びについても協働的な学習を深め続けていくことで、主体的、対話的で深い学びが推進されているかどうかということ測ることができるという考えで、この指標を選択しております。

目標値につきましては、これまでの推移等を見まして、2030年度には95パーセントぐらい達成していることが目標としてふさわしい数値ではないかと考えて、設定をしているところでございます。

また、基本施策2につきましても御質問がございましたが、キャリア教育の推進に関する施策の成果を測る手立てとして何がふさわしいかということで、検討の段階でもかなり議論しましたが、1番わかりやすいものとして「県立高等学校の職業学科における地域産業の専門講座」ということで、地域の方、地域産業に関わる方が、高等学校に出向いて出前講座等を行うことが、今後キャリア教育を、地域密着型として推進していく上で測る指標としては適切ではないかと考え、設定しております。

基本施策3以降につきましても、同じように様々議論を重ねた上で指標を設定しておりますが、まだ検討段階のところもありますので、今後、指標の中身につきましては引き続き検討してまいりたいと考えております。

鵜飼委員： 1つの指標に絞るのは非常に難しいということは理解できます。場合によっては、必ずしも1つだけではなく、合理的なのであれば、複数の指標を設定してもいいのではないかと思います。

同時に、その指標を達成するための努力として、何を紐付けて考え

るのが事前に設計されていないと、結果として数値目標が○、×となったとしても、どこがコントロール要因となって下がったのか、上がったのかということが検証できないと思います。

生涯学習の中では細かく設定してあった指標が、基本計画になることによって段階的な部分が見えづらくなってくるということを避けるためにも、指標に付帯する要素についての検討は、今後必要になってくるのではないかと思います。

大村会長： 今の御質問に関わって、少し補足的に質問します。

基本施策の1について、小中だけで、高校や特別支援学校が指標として上がってこないというのは、いかがなものだろうかと思います。

同時に、その基本施策の2も、職業学科の教育だけを取り出してくることが、果たして、この基本施策の狙いに即して妥当なのかどうか、検討いただきたいと思います。

基本施策1について、高校や特別支援学校を入れることは難しいのかどうか、これについてはいかがですか。

事務局： 基本施策1につきましては、全国学力学習状況調査の結果を用いるものになります。高等学校や特別支援学校につきましては、同様の数値を把握することが難しいということで、現在、小中学校のみということになっております。

大村会長： その指標の値が得られるかどうか、得やすいどうかに関わってくるということですね。

先ほどのそれぞれの施策で指標が1つでいいのかどうかということも合わせて、検討いただきたいと思います。

彦坂委員： 小中学校の部活動に関しては、基本政策13の③に書いてありますし、地域展開することがわかります。さらに、基本施策16の③には、部活動の地域展開と指導員配置の推進等が書いてありますが、高校の部活動が今後どうなっていくのかがよく見えてきません。ここに書いてあるというのがあれば教えてください。

事務局： 部活動のことにつきましては、基本施策13のほか、健やかな体の育成ということで、基本施策16にも類似した記載がございます。

現在進められている国の方向といたしまして、部活動改革実行期間が6年間ございます。原則公立中学校の全ての部活動についてと記述がございますが、関連して高等学校も進めていくということに変わりございませんので、記述につきまして検討させていただきたいと考えております。

彦坂委員： 高校の職員の中でも将来部活はどうなっていくのかと不安に思っている者はたくさんおりますので、これから5年間の計画ということで

あれば、未来が見えるような記載があるとありがたいと思います。

山本委員： 小中学校の部活動に関してですが、地域展開と地域連携ということで、現在、2つの方向で進んでいると思います。

地域展開は、地域に色々な部活があって、その中から子供が好きなところを選びます。地域連携は、学校が主体になって、そこに地域の人が入っていくという形で進んでいるので、現状をお伝えさせていただきます。

大村会長： 地域連携という言葉は、今回は使われていないということでしょうか。

事務局： 基本施策13に地域展開という言葉を使った記述がございますが、国からは地域展開に移行していくという方針も出されましたので、ここで2つ併記してしまうということよりも、部活動の地域展開「等」を進め、ということで、この「等」で受けることとしたいと考えております。

野尻委員： 基本施策14ですが、「家庭教育・子育て支援、子どもの貧困対策の充実」というタイトルはかなり幅広ですが、おそらく、家庭の事情によって教育が受けにくい、学習環境が整いにくいということを含めて、子どもの貧困対策もここに入っているのかと思いました。

その前提で指標を見ますと、家庭教育コーディネーターの数となっており、家庭への支援に関する指標になっているので、ちぐはぐになっていると感じます。

そうであれば、ヤングケアラーが学校教育の中で非常にしんどい思いをしているということに関する指標は入らないのかと疑問が生じます。ここに子供の貧困という個別の課題を挙げってしまうと、他にも課題はたくさんあるので、指標が捉えにくいと思いました。

事務局： このタイトルにつきましては、現行計画である愛知の教育ビジョン2025から継続して使用しているタイトルになります。

子どもの貧困対策につきましては、先ほどからお話もありました通り、スクールソーシャルワーカーの充実という視点も基本施策14の④に視点として掲げていますので、そういった意味で子供の貧困対策ということを捉えているところでございます。

野尻委員： 愛知県はヤングケアラー対策にとっても力を入れているのですが、そこは連携しなくていいのかということです。

ヤングケアラーの教育を受ける権利が、かなり難しくなっています。

愛知県がやっている研修は、子供の貧困対策の研修はほぼないのですが、ヤングケアラーの研修はここ3年ずっと実施していて、かなり

多くの人数を集めていいです。そこが、この計画の記載内容と、食い違っている印象があります。

ずっと使ってきた、前回と同じタイトルだというのはわかりますが、時代も変わっているのではないかと思います。

それと、39 ページに「愛知県こども計画 はぐみんプラン 2029」を入れていただいています。こちら「はぐみんプラン」と「子ども・若者育成計画」を統合したものです。この計画名は、こども家庭庁が子供をひらがなで全部書いているので、これに合わせて「こども」にしています。しかし、計画本文は子供の「子」は漢字、「ども」はひらがな、ただし法律や規定で漢字表記を使っているものは「供」を漢字にすることが、計画の表紙や扉に書かれています。

今、日本全体として「子供」をどう表記するかが揺れているので、しっかりと書き込みをしておいた方がいいと思います。

是住委員： 今回、子供の意見が入っていて、とても素晴らしいと思いました。

36 ページにもアンケートの結果等が含まれていて、意見の反映についても記載されていて、参考にさせていただきたいと思います。

質問が1つありまして、この生涯学習審議会でも、生涯学習推進計画について、中間報告をいただいて、意見を出させていただく機会がありました。統合後の計画について、報告や進捗の確認といった推進体制をどのように考えられているのか、お聞きしたいです。

事務局： 教育振興基本計画については、教育に関する事務の点検・評価として、法律に基づいて、毎年冊子を作成して議会に報告をしております。

今回掲げた指標や事務の進捗状況も、毎年取りまとめて議会に報告し、その内容を県民の方が見られるようにホームページに載せることを予定しております。

なお、生涯学習に関わる指標等については、来年度の審議会において確認をしていただきながら、決めていきたいと思っております。

大村会長： 関連して、進捗状況等の評価をどのように実施していくのかという点についてです。

例えば子どもの参加について、今回は、この計画を策定するにあたってどのように子どもの意見を聞いたかということを書いただいています。今後の評価などの際に、どのように子どもの意見を聞いていくかということも書いていただきたかったと思います。

また、この生涯学習審議会が、今後この教育振興基本計画の推進に対してどのような役割を負っていくのか。先ほど、議会への報告という話はありませんでしたが、この審議会としてはそれにどう関わっていくの

かが気になります。

今後、こうした推進体制については、教育振興基本計画の中では書かずに行くのか、それとも何らかの形で書かれていくのか、この点についてはどのように考えているのでしょうか。

事務局： 生涯学習審議会の役割等を今後どのようにしていくかという点につきまして、現在記述がございませんが、事務局で検討していきたいと考えております。

また、子供による評価等につきまして、先行して取り組んでいる自治体を探しているのですが、顕著なところは現在見つかっておりません。今後、この進行計画を評価する際に、子供による評価がどのような形が適切なのかということにつきましては、引き続き研究を進めていきたいと考えております。

益川副会長： 評価や推進体制に関連して、ちょうど実は昨日、岐阜県の子ども計画に関する委員会がありました。そこでも、計画策定だけでなく、事業推進や評価について、子どもがそこに関われない、あるいは意見表明できないのはおかしいという話がありました。

そして、他の自治体で参考になる事例はないだろうかという議論がありましたが、岐阜県の会議でも、顕著な事例がないという結論になりました。

しかし、計画の策定に当たって、せっかく当事者たる子どもたちの意見を表明する機会を取っていただいたので、評価の部分においても、子どもたちの参画について配慮していただけるといいと思いました。

また、この計画は教育大綱にも位置付けるものだと思いますので、この教育振興基本計画自体が、教育委員会だけではなくて、農政や福祉など、さまざまな部局とも連携して事業展開されている、そういった、全庁を挙げての推進体制というものは、どのような形で位置づいていくのでしょうか。

議会に報告する義務があるということは重々承知をしておりますが、全庁的な推進体制については教育大綱の絡みで進めていくという感じになるのでしょうか。

事務局： この教育振興基本計画は、表紙の1番下に記載しておりますとおり、愛知県、愛知県教育委員会の2つが策定者ということになっております。

教育に関する大綱は知事が総合教育会議で決めるということで、知事が策定しているものになりますし、教育と一言言いましても、大学だとか文化芸術やスポーツなどもあり、教育委員会だけで担っているものではありませんので、計画の指標やその推進についても全庁を

挙げて進めていく計画であるという位置付けになっております。

野尻委員： 子供の声についてですが、策定にあたって声を聞くだけでなく、指標を評価するところにも入れたらどうかという話ですが、そもそもこの計画の中に、子供の声を聞く、子供が意見表明できるということが書かれていないように思います。

文部科学省が出している教育振興計画には、はっきりと子どもの意見表明をさせますという記載がありますので、「主体的な学びを深めます」という以前に、子供たちが意見を表明できますということが書かれているべきではないかと思いました。

事務局： 子どもたちの声を聞く機会について、基本施策8の③、下から2つ目の○に「各学校において、子どもたちの声を聞く機会を設け、より良い学校運営に努めます。」と書いてありますが、今、御指摘のありましたとおり、最初の方に見やすく書かれていないので、また工夫させていただきます。

大村会長： 今の点で言うと、本当は学校だけでは不十分ということもあるかと思えます。

つまり、児童館であるとか公民館であるとか、そういったところへの、子供の意見表明への配慮の推進についても、ぜひ書き込んでいただけたらと思います。

朝倉委員： 基本政策9の「不登校児童への支援の充実」ですが、家から出られる子への支援はとても多くあって、学校に行けば相談できるし、教室に行けない子は教室外のゆったり過ごせる部屋があったり、学校外でも相談できる場所があったりと、学校以外の教育の場も用意されています。しかし、家から出られない子への支援については、どこに書いてあるのか、自分では読み取れませんでした。

例えば、学びたいけれども家から出られない子もいらっしゃると思いますし、病気で長期入院している子は、4月の段階で入院していれば院内学級がありますが、例えば9月や10月に入院してしまうと院内学級がないので、学びの場がないという状況もあると思います。

また、小児がんなどのような場合は、退院できたとしてもすぐに学校に行けない状況もあります。

でも、本人は学びたい。そういう子に対しての支援はどうなっているか、またどのように考えているのかをお聞きしたいです。

事務局： 現在計画には書けていないのですが、方向性としては、基本施策9の④に記載しましたとおり、県の総合教育センターに設置する「教育支援センター」で、インターネット等を使った教育を模索しようと考えております。

また、入院している子供については、高校にK u b i という機材を

整備しております。これは、教室の机にK u b i を置き、それにタブレットを載せて、入院している生徒が持っているP C と連携させることで、教室に設置したタブレットのカメラの画像が生徒のP C に表示されます。生徒がP C で視点の向きを変える操作をすると、教室のタブレットがそっちの方向を向いて、見たいところが見られる、というものです。

癌や急な病気で病院から出られない子についても、学校で授業を受けられる体制は整いつつあります。そういったこともしっかり、計画に見えるような形で書いていくべきであるという御意見だと思いますので、検討させていただこうと思っております。

野尻委員： 不登校児童生徒への支援の充実という形にどうしてもなるのですが、計画のどこかに、「誰もが通いたくなる学校づくり」を書いていただきたいです。

不登校の子たちを支援させていただいていますが、力が上がってくると、口揃えて学校に通いたいと言います。

ただ、通いたくなる魅力的な学校ではないということも一方ではありますので、通いたくなる学校づくりというのは、教育の基本であると思います。

事務局： 不登校児童については、教育振興基本計画の検討にあたって設置したワーキンググループ中でも、先ほど委員が言われたとおりの意見もいただいておりますので、スペースの関係もありますが、できる限り検討させていただきたいと思えます。

大村会長： 基本施策5に、「県立高等学校、中学校の魅力化」ということで、魅力的な学校づくりについては一応書かれているとは思いますが、小学校や特別支援学校が入っていません。文部科学省も不登校の問題の対策の1丁目1番地は魅力的な学校づくりだと言われているので、見えるように表現していただけるとありがたいと思えます。

近藤委員： 基本施策13ですが、施策の方向で「伝統文化を担う若者の地域離れ等の課題解決に努め」と書いてあります。それに対応して、主な施策の②「芸術の創造発信と担い手・支え手づくり」に、地域の郷土芸能の振興や体験講座といったことを入れていただけるといいと思います。

知立で言えば、山車文楽とからくりという江戸時代からのものがあるのですが、次の担い手がいなくて、衣装等を展示するだけになってしまったという現状があります。担い手がいらないために、続いてきた芸能をやめたり、形を変えたりしなければならないということが出てくるので、できることならば、若者たちが自分の地域を愛し、ふるさとが自分の地域だと思ってもらえるように、今回の計画にも郷土芸能

の伝承を位置付けていただきたいと思います。

今回、愛知芸術文化センターの県民の美術部門の中で写真という部門が新たに入りました。新しいことで、写真の審査員も大変かとは思いますが、選ばれた以上は作品を出そうという人たちもいるので、同じように地域のその芸能を持続するようなことを考えていただけるといいと思います。

長年続いてきたものを絶やすことなく大事にする子供たちになってほしいので、どこかに郷土芸能や体験講座という言葉を入れていただけるとありがたいです。

事務局： 基本施策13には記載がないのですが、基本施策12の施策の方向の3つ目に、「伝統文化や文化財の保存を図り、時代に継承するとともに、その魅力が県内外に伝わるような公開活用を推進します。」と記載しております。加えて、主な施策の⑥「伝統文化・文化財の魅力発信」の2つ目に、「民族芸能大会や伝統文化出張講座の開催を通じ、保存団体の伝承活動を支援します」という記載もございますが、今お話がありましたとおり、郷土の伝統芸能の担い手に関する記述について再度検討させていただきたいと思います。

大村会長： ちゃんと書き込まれてはいるということですね。ただ、学校とかあるいは公民館等、教育機関の中できちんと追求されているかどうかという点は大きな問題かと思えます。そこも含めて書き込んでいただけるといいと思います。

鵜飼委員： 本計画全体を生涯学習振興の計画とするというような大きな枠組みが示されていることを受けて考えると、基本施策6が、他の施策に比べて書き込み量が少ないと感じます。また、生涯学習の観点から見た場合に、どういった視点から校種間連携の推進が行われていく必要があるのだろうかという、基本的な計画の方針があまり明確に打ち出されていない施策ではないか感じました。

その上でお尋ねしたいのは、この案を作られる時に、様々な委員の方によって検討が行われたと思いますが、その際に校種間連携の推進について打ち出されていたことを確認したいです。

また、生涯学習としての関係から言うと、進学等を目指す、知識習熟型の学習の延長の校種間連携が中心になっているように思います。

小中学校、高校など、様々な学校から声をかけていただいてキャリア教育やアントレプレナーシップ教育をやっていますが、決して進学だけではなく、生きる力を育んでいくための教育の1つとして役割があるのではないかと考えています。

その意味で、校種間連携の推進を生涯学習という視点から考えた時に、本当は何を打ち出さなきゃいけないのかということについて、何

か加えていけたら良いと思いました。

事務局： ワーキンググループを開催していく中でも、校種間の連携が非常に重要で、子供の、幼児期から高等学校進学までのカルテのようなものがあって、その子供に関わる大人が共通認識を持った上で、その子供を支えていくことの必要性について話し合いが持たれました。

ただ、そのことにつきましては、例えば不登校児童生徒へのサポートのような特定の視点によるものですので、別の基本施策に記載されることとなって、ここに書く内容としましては、幼児教育の充実ですとか幼保小の連携というようなことにとどまっております。

何かお知恵がありましたら拝借させていただきまして、このページをより充実させていきたいと思ひますし、欠けている視点等につきましても検討し、進めてまいりたいと思ひます。

益川副会長： 基本施策 2 のところに、キャリア教育であるとか持続可能な社会の創り手、あるいはイノベーションの担い手の育成、女性の活躍促進が位置付けられておりますし、基本施策 14 にワークライフバランスの啓発が入っております。

ここで言う社会というのが、企業であるとか産業界が前面に出ている感があるので、地域づくりや家庭づくり、金融教育、ワークライフバランスも絡めて、ライフデザイン教育的な視点も入るといいと感じました。これは意見として受け止めていただければと思ひます。

それからもう 1 点、生涯学習推進計画をこちらの教育振興基本計画の方に包含する形になり、基本的な方針全てに生涯学習が関わってくるということなのですが、やはり学校や子供、若者が前面に出ているように感じる部分があります。

それは良くないという御意見について、その通りだなと思ひながらも、基本的な方針は、なかなか変えることは難しいではないかと思ひています。

また、基本的な方針 3 のところに、社会教育の関係が矮小化されて詰め込まれるようなことも望ましくないという御発言についても、その通りで、全体を貫く形で生涯学習、社会教育の観点が入るといいと思ひます。

ただ、具体的にどう変えていくのかとなると、なかなか難しいと思ひております。そこで、基本施策 12「生涯学習の推進に向けた支援体制の充実」のコラムについてです。子供の読書についての内容になっています。子供の読書は大切ですが、ここでも子供や学校関係のことが大きく出てくるのかと感じました。

ここに矮小化されるのは良くないのですが、実際にはこの基本施策 12 が、生涯学習推進計画を引き継ぐ社会教育の本丸のような位置づけ

になると考えると、ここにもっと、社会教育が前面に出るような内容のトピックスが入ってもいいのではないのでしょうか。

事務局： 35 ページに幸いスペースもございますので、今御指摘のありました内容につきまして記載ができないか考えてまいりたいと思います。

なお、子供の読書についてのコラムですが、今回生涯学習推進計画の他に愛知県子供読書推進計画についても、教育振興基本計画に統合することになっております。子供読書の関係がこの基本施策 12 に収まってしまった関係でだいぶ小さくなってしまったこともありまして、トピックで 1 つコラムを作ったという経緯でございます。

大村会長： 基本理念のところでもお話ししましたが、基本的な方針 2 あるいは 4 には、生涯学習ないしは社会教育の施策もぜひ入れていただきたいと申しました。例えば方基本的な方針 2 ですと、不登校の児童生徒について書かれていますが、社会的な自立を達成していく中で、繋がりが作れていく人たちはそれでいいのですが、うまくいかずにそのまま繋がりが作れない人もいます。

社会的な孤立を深めてしまい、いわゆる引きこもりと言われる状況にある若者あるいは県民がいるわけです。

そういった人たちへの支援、あるいはその人たちの繋がりを作っていくことは、基本的な方針 2 に入らないのかどうか。

それから、基本施策 10 のインクルーシブ教育の問題は、学校におけるインクルーシブであるわけですが、同時に、その地域の共生社会として、地域づくりをしていくという視点はここに入らないのだろうか。

次に、基本施策 11 の、外国人児童生徒への支援の問題も、外国人住民あるいは外国ルーツの大人に向けた学習の場をどう作っていくのか。

今年度から夜間中学校がスタートをされていて、とよはし中学校にしても、なごやか中学校にしても、いずれも大人たちが非常に意欲的に学んでいるという話を聞いておりますが、そうした大人も含めた学習の場を作っていくということをぜひ、基本施策 11 に入れていただきたいと思います。

それから、基本的な方針の 4 に関して、公民館等が子供、大人、そして職員がウェルビーイングを実現できるような施設にしていくということが書かれているといいと思っています。

公民館の充実は、言葉としては入っているのですが、地域づくりの視点から、もう少し大きく取り上げていただいた方がいいのではないかと。

また ICT に関してですが、研修をしていくということを入れてい

ただいているのは非常にありがたいと思いますが、公民館を地域の I C T拠点、I C T教育センターにしていくような位置付けはできないだろうか。

特に、デジタルディバイドを広げていかないためには、地域で大人たちも一緒に学べる場が必要です。

場合によっては、学校開放という形で学校がセンターになっていくことも考えられますが、現状の働き方改革を考慮すると、それは難しいかもしれません。そうであれば、公民館が I C T教育のセンターになっていくことが必要ではないかと思いますので、基本的な方針の 4、魅力的な学びの環境づくりのところに、ぜひ、公民館と社会教育施設を入れていただければありがたいと思います。

また、社会教育関係団体についての言及がありません。

言葉としては出てきますが、P T Aや子ども会、他に、その地域の高齢者の団体、女性の団体等もありますが、いずれも、組織率を落としているという問題を抱えています。そのことが社会的な孤立をさらに進めているということがあります。

地域づくりをしていく上で社会教育関係団体をどう生かしていくのか。今までのような組織では十分対応できないので、その会に参加している人向けの活動ということではなくて、その地域の子ども、女性、高齢者を対象とした事業を行っていく、その発端となる主体的な団体として、やりたい人が関わっていく、そのような社会教育関係団体に切り替えていく必要があると思っています。

P T Aの改革は既にその方向で進んでいると思いますし、子ども会の改革も、そういったことをされていると聞いています。

地域づくりということをどの方針の中に入れるかという問題がありますが、社会教育関係団体、地域の団体を励まし、そして、全ての住民が参加できるような団体のあり方についての模索も含めて、支援をしていくということがあっていいのではないのでしょうか。

特に P T Aの改革は非常に今大きな問題でもありますから、どこかに位置付けていただけるとありがたいと思っています。

事務局： 反映できる部分、反映できない部分につきまして、十分検討して、今後の 11 月 12 日の検討会議の方を迎えたいと思います。

益川副会長： 用語説明が最後についているのは非常にいいと思って見させていただきましたが、アントレプレナーシップ教育だけ、本文中に特出しして囲みで説明があります。これは馴染みのない、分かりにくい言葉だからということで、あえてアントレプレナーシップ教育については、用語説明にも記載しつつ、本文にも記載していると考えてよろしいでしょうか。

あるいは、ここに力を入れてくという意思表示でもあるのでしょうか。

事務局： 最初に計画の素案を作った時にはまだ用語の解説を後ろに付けておらず、アントレプレナーシップという言葉がいきなり出てくると議論の際に分からないということで残してあったものが、今もまだ残っている状態ですので、用語の解説については後ろでまとめて解説できるようにしていきたいと考えております。

野尻委員： 全体を眺めてみると、基本方針別に基本施策 1、2、3、4、5 と並んでいることがすごくわかりにくく感じます。

どの施策もたくさんの要素が含まれていて複数の基本方針にまたがっているのに、基本方針別にまとまっていることに、違和感があります。

大村会長： 整理の仕方、見せ方ということだと思います。

事務局： これまでそのような視点で考えておりませんでしたので、参考にさせていただきたいと思います。